

大分地裁平成17年9月8日判決・判例時報1935号158頁

保険契約と自死を考えるうえでは、免責約款上の「自殺」にどのような行為が含まれるのかが重要になります。裁判所は、被保険者が意思無能力者であったり、精神障害中や心神喪失中であるなどして、被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態で自死した場合は、免責約款上の「自殺」含まれないとしています。

この裁判例では、自死をした被保険者が、中等症以上のうつ病を患っており、入院準備を進めつつ突然自死したこと、うつ病の基本症状がいくつも見られ、第三者から見ても異常性を感じさせるものであったことなどから、自由な意思決定によって自己の生命を絶ったものとはいえない、つまり支払免責事由である「自殺」には当たらないとして、保険金請求が認められました。